

角田市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和8年6月29日

角田市監査委員 佐藤 良 浩
角田市監査委員 星 隆 悦



角 監 第 9 号
令和8年6月29日

角田市長 黒 須 貫 殿

角田市監査委員 佐藤 良 浩
角田市監査委員 星 隆 悦

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

2. 監査の対象

中島保育所及び角田児童センター

3. 監査の期間

令和8年5月20日及び令和8年5月25日

4. 監査の範囲

令和7年度配当予算の経理業務、契約・検収業務、物品・施設の管理業務等

5. 監査の方法

監査に当っては、監査要領に基づき、あらかじめ調書及び関係資料の提出を求め、財務事務等が適正に執行されているか、及び関係法令等に則り合理的、効率的に施行されているかを主眼として、関係書類・帳簿等の検査・照合を行うとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

6. 監査の着眼点

- (1) 安全管理について
- (2) 旅行命令について

7. 監査の結果

監査の結果、財務事務等については概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。